

おいらせ町公共施設の受益者負担 適正化に関する基本方針

令和 6 (2024) 年 4 月
おいらせ町



内 容

第1章	はじめに	1
1	基本方針の目的	1
2	受益者負担の基本的な考え方	2
3	本方針の適用範囲	3
第2章	使用料の算定方法	4
1	算定の基礎となる経費（原価）の考え方	4
2	原価の算出方法	5
3	受益者負担割合	6
4	施設の性質に応じた受益者負担割合	7
5	指定管理者制度導入施設	7
第3章	減額・免除の基準	8
1	減免の基本的な考え方	8
2	減免の基準	8
3	減免の共通基準	8
4	減免の見直し	9
第4章	その他料金設定の考え方	9
1	使用料の考え方	9
2	使用料の激変緩和措置等	9
3	料金体系の整理	10
第5章	定期的な見直し	10
1	見直しのサイクル	10
2	見直しの手順	11
参考資料等		12
	公共施設別受益者負担割合一覧表	13
	おいらせ町公の施設の使用料の減免の基準に関する規則	145

第1章 はじめに

1 基本方針の目的

地方公共団体には、住民の福祉を増進するため、図書館、公民館、社会福祉施設、スポーツ施設など住民サービスの向上を目的としたさまざまな施設（以下「公共施設」という。）があります。

この公共施設の運営に必要な経費の大部分は、町民の皆様が納めた税金等（以下「公費」という。）が財源です。

地方公共団体は、公共施設の利用にあたり、特定の者（以下「利用者」という。）がサービスを利用して利益を受ける場合は、使用料¹を徴収することが認められています。この使用料は、公共施設を利用することによって受けた利益やサービス等の対価として実費負担的な意味で納めていただく（受益者負担）もので、公共施設の維持管理費等に当てられます²。しかし、利用者からの使用料のみで公共施設の運営等に必要な費用を得ることは難しく、収支不足分は公費で補うことになり、相対的に公共施設を利用しない人も実質的に費用負担しているといえます。

当町の使用料は、平成18(2006)年合併時の使用料³を引き継いでいるものです。合併以降、消費税率引き上げに伴う料金改正を除いては、社会経済状況を踏まえた使用料の見直し・検証等を行われておらず、人件費(委託料)やエネルギー価格等の物価高騰に伴い、使用料収入では補えない部分(収支不足)は拡大傾向にあります。

町公共施設等総合管理計画では、今後36年間で391億円の普通建設事業費を要すると推計しています。将来にわたり、公共施設を安全かつ適正に維持するためには、施設の統廃合や適正な施設の管理運営等により経費縮減に努めていくだけでなく、公共施設の維持管理費に見合った適正な使用料と利用者の受益者負担の見直しが必要です。

使用料について、町としての統一的視点により、公共施設の使用料を適正な金額とするため、受益者負担の考え方や使用料の算定方法を示した「おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する基本方針」（以下「本方針」という。）を定めます。

1 普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる(地方自治法第225条)

2 使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、当該財産又は公の施設につき必要する経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えらるべきであろう(「地方自治法逐条解説」より抜粋)

3 施設等に係る使用料については、各町における従前からの経緯を考慮し、原則として現行のとおりとするが、道路占用料等合併時に統一することが望ましいものについては、各町の現行単価を基準として調整を行う(「百石町 下田町合併協定書(平成17年3月25日)」より抜粋)

2 受益者負担の基本的な考え方

(1) 受益者負担の公平化

公共施設を管理運営するには、光熱水費や人件費等の維持管理経費がかかります。この経費の一部には、施設を利用した人が納めた使用料が当てられますが、使用料では補うことのできない不足分は、町民の税金で補われています。結果的に、施設を利用していない人も一部経費を負担していることとなります。

施設を利用する人と利用しない人との「負担の公正性」を考慮し、施設の管理運営に必要な経費の一部を利用者から負担していただくことにより、受益者負担の公平性を確保します。

(2) 使用料算定方法の明確化

公共施設における使用料の算定方法が統一されていないため、町内の公共施設であっても不均衡が生じています。公平な受益者負担には、使用料の算定方法を明確にすることが必要です。使用料の算定にあたっては、町として一定の基準、算定方法のもとで使用料を設定します。

また、施設の目的や性質に応じ、利用者負担と公費負担の割合（受益者負担割合）を設定します。

(3) 減免基準の統一化

社会教育団体及び社会福祉団体等の活動を支援・推進する観点から、公共施設の使用料を減額・免除をする制度（以下「減免」という。）があります。この減免は、例外的な措置として設けられている制度で、減免による減収分は、公費で負担することになるため、減免の適用は慎重に行う必要があります。

当町の現状は、公共施設の利用促進やスポーツ振興、地域振興等に一定の効果がある一方、利用者の固定化や慣例で減免している事例などの課題も生じています。

使用料の減免は、特別な措置であることを踏まえ、真に必要な場合に限定するよう「おいらせ町公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」に基づく取り扱いとし公共施設の減免基準を統一化します。

3 本方針の適用範囲

(1) 適用範囲

公共施設のうち、不特定の住民が利用できる施設を対象とします。新たに設定する使用料についても、本方針に基づいた検討を行うこととします。

ただし、公共施設の使用料について法令等の規定により特別の定めがある場合や、使用料の算定方法に定めがある場合は本方針の対象外とします。

また、地方公営企業法が適用される事業（水道事業、工業用水道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業等）に係る施設については、経営の基本原則に基づく運営が求められるため、独自の基準によって使用料を算定するものとします。

(2) 適用対象外

次に該当する施設等は、本方針の適用対象外とします。

本方針を適用しない施設等	
区分	例
法令等で徴収できない、または徴収することが適切ではない施設	道路、公園（敷地内で催し物を開催する場合を除く）、学校 ⁴ （義務教育施設）、図書館 ⁵
法令や国・県等の基準に基づき算定する施設	町営住宅 ⁶ 、老人福祉施設（デイサービス等） ⁷ 、児童クラブ等
地方公営企業会計において独自に算定する施設	下水道施設、おいらせ病院
政策的判断や広域行政の観点により個別に検討を要する施設	大山将棋記念館、町民プール
一般利用者への貸出が困難な施設	集会施設、観光PRセンター味祭館、ネーチャーセンター白鳥の家、創作の家、勤労者研修センター
条例等により算定方法を定めているもの	道路等の占用料、行政財産使用料

⁴ 学校においては、授業料を徴収することができる（学校教育法第6条抜粋）

⁵ 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない（図書館法第17条）

⁶ 公営住宅法の基準に基づくため

⁷ 介護保険法の基準に基づくため

第2章 使用料の算定方法

1 算定の基礎となる経費（原価）の考え方

(1) 原価に含める経費（利用者が負担する経費）

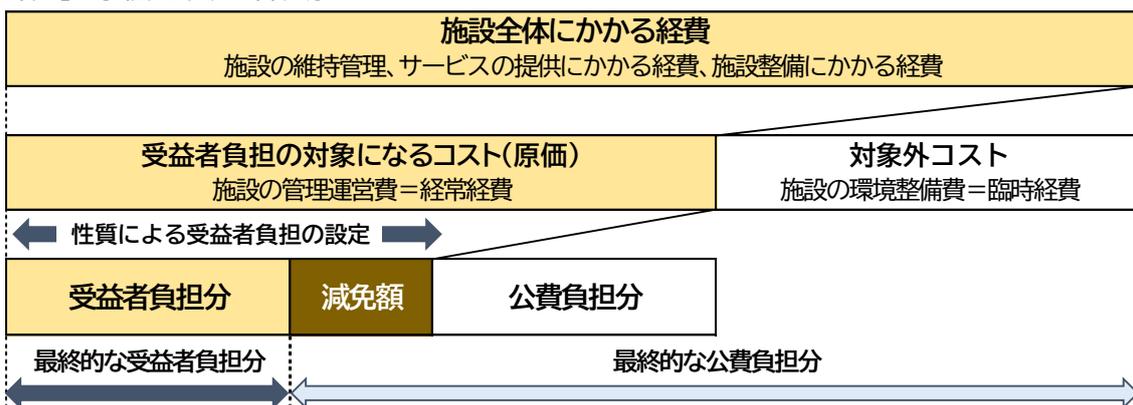
使用料の算定基礎となる「原価」は、施設の維持や運営に必要となる経常経費の合算額とします（下図参照）。

(2) 原価に含めない経費（行政が負担する経費）

公共施設は、町民の共有の財産です。工事請負費や備品購入費等の施設環境に必要な経費（減価償却費を含む）、災害等で発生した臨時的な経費など、利用者への負担を求めることが適切ではない費用は原価に含まないこととします。

区分	経費
原価に含める経費 【経常経費】	人件費
	直接人件費 直接従事する職員にかかる経費(給料、手当等)
	間接人件費 間接的に従事する職員にかかる経費(社会保険料等)
	需用費
	消耗品費(事務用品等の購入費用) 燃料費(灯油、ガソリン、ガス等の費用) 印刷製本費(パンフレット等の印刷にかかる費用) 光熱水費(電気料金、上下水道使用料などの費用) 修繕料(施設や備品修理にかかる費用) 医薬材料費(備え置き常備薬にかかる費用)
	役務費
	通信運搬費(電話料金、郵便料金などの費用) 手数料(設備点検にかかる費用) 保険料(火災保険などの費用)
	委託料
	施設の管理運営に係る委託料
	使用料および賃借料
	物品・機器等のリース・使用にかかる費用
原価に含めない経費 【臨時的経費】	環境整備費
	備品購入費 事務用機器、機械器具等の購入にかかる費用
	維持補修費 施設設備の工事、大規模改修にかかる費用
	減価償却費 建物の建設費、重要備品の減価償却費
	償還金、利子等 当該施設の借入金および返済にかかる利子

【図表】原価と受益者負担のイメージ



2 原価の算出方法

使用料の算出方法は、施設利用の有無にかかわらず、わかりやすいルールで運用する必要があります。適正な使用料を算出するため、次の基本式を使用料の標準的な算定方法とします。

なお、原価の算出は、維持管理費等の変動を考慮し、原則として見直しを行う年度の直近3か年の決算額の平均値とします。

(1) 貸出施設の場合（1室1時間あたりの算出方法）

会議室やホール、体育館など一定のスペースを専有して使用する施設は、次の手順により算出します。

手順	経費	算定方法
1	1㎡あたりの施設の年間経費	原価(円)÷施設の延床面積(㎡)
2	1㎡あたりの1室の年間経費	手順1の値(円)×貸出部屋の面積(㎡)
3	1室の1時間あたりの経費	手順2の値(円)÷(年間利用可能時間 ^{※1} ×稼働率 ^{※2})
4	1時間あたりの使用料	手順3の値(円)×受益者負担割合(%)

※1 年間利用可能時間(h) = 開館日数 × 1日の開館時間

※2 稼働率(%) = 年間利用可能時間の100%利用とした場合、予約が不可能となり現実的ではないため、施設の必要性を示す目標数値とし50%を基礎に算出します。

(2) 個人利用施設の場合（1人あたりの算出方法）

プールやトレーニング室など、不特定多数の個人が同時に利用できる施設は、次の手順により算出します。

手順	経費	算定方法
1	1人あたりの単価	原価(円)÷年間利用者数(人)
2	1人あたりの使用料	上記1の値(円)×受益者負担割合(%)

(3) その他の施設の原価

上記(1)(2)による原価算出が困難な公共施設は、施設の利用状況等を踏まえた個別の方法により原価を算出します。

3 受益者負担割合

公共施設のサービスは、住民生活に不可欠で行政が提供する必要性が高いものから、個々の価値観により必需性が異なり民間においても同様または類似サービスの提供が可能なものまで様々です。

このような公共施設の性質の違いを考慮した上で、住民生活における「必要性（必需的还是选择的）」と民間によるサービス提供の「代替性（公共的还是市场的）」の2つの観点から施設を分類し、受益者と公費の負担割合を定め、公平で適正な使用料を設定します。

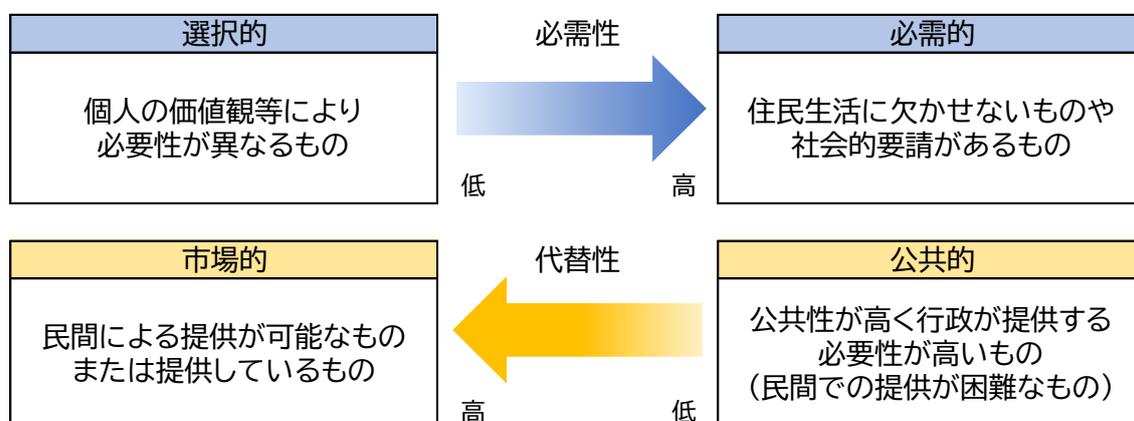
●住民生活における公共施設の必要性

区分	視点	公費負担	利用者負担
必需的	住民生活に不可欠なもの	高	低
选择的	住民生活を快適なものにするために、個人が选择的に利用するもの	低	高

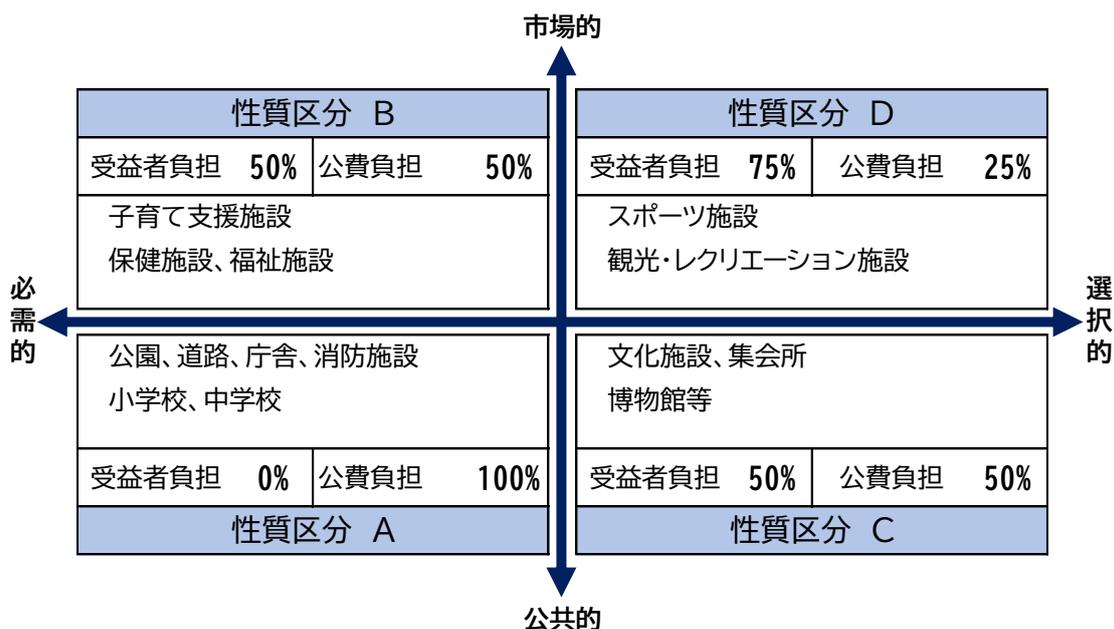
●施設の代替性

区分	視点	公費負担	利用者負担
非市場的	行政以外(民間)では、同種または類似のサービスを提供できないもの	高	低
市場的	民間でも同種または類似のサービスを提供できるもの	低	高

【図表】施設の「必要性」と「代替性」



4 施設の性質に応じた受益者負担割合



区分	主な性質	施設区分	受益者負担割合
A	住民生活において必需性が高く、行政がサービスを提供する必要がある	道路、公園 行政系施設 学校教育系施設	受益者負担 0% 公費負担 100%
B	住民生活において必需性が高く、行政以外でもサービスを提供できる	子育て支援施設 保健・福祉系施設	受益者負担 50% 公費負担 50%
C	住民生活において必需性が異なり、民間によるサービスの提供が困難なもの	文化系施設 社会教育系施設	受益者負担 50% 公費負担 50%
D	住民生活において必需性が異なり、民間によるサービスの提供が可能なもの	スポーツ・レクリエーション系施設 産業系施設	受益者負担 75% 公費負担 25%

※施設整備に係る経費（工事請負費、減価償却費）を原価に含めていないことを考慮した負担割合です。

5 指定管理者制度導入施設

町には地方自治法第 244 条の 2 に基づき、指定管理者制度による利用料金制（使用料を指定管理者の収入とする制度）を導入している施設があります。この利用料金設定は、指定管理者が申請し、町が承認するもので、当該施設条例で規定されている使用料が上限額となります。そのため、利用料金制を導入している施設の料金を変更する場合は、条例改正をした上で指定管理料を見直す必要があります。

このため、すでに指定管理者と基本協定を締結している施設については、事業計画に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基本協定締結期間中は現行料金のままとし、新たな利用料金の適用は指定管理者の更新の際に反映できるよう見直しを行うこととします。

第3章 減額・免除の基準

1 減免の基本的な考え方

減免は、施設の設置目的や利用目的等を考慮した上でやむを得ない特別な事由がある場合に、受益者負担の原則の例外として認められる特例的な制度です。公共施設の利用促進やスポーツ及び地域振興に一定の効果がありますが、受益者の大半が減免されている場合などは料金設定の意義が失われることとなります。

よって、従来の減免規定を見直し、減免基準の統一化を図ります。

2 減免の基準

減免の取り扱いにあたっては、過去の実績や慣例等による判断ではなく、公平性・公正性を確保するため、減免の共通基準となる「おいらせ町公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」に基づく取り扱いとします。

ただし、施設の設置目的や利用者との関係性が多様なことから、共通基準のほか必要に応じて減免の個別基準を設定できるものとします。



3 減免の共通基準

減免基準	減免対象	減免割合
1 町又は町の執行機関が主催又は共催して使用する場合	使用料	全額免除
2 国、県、地方公共団体及び官公署が、広く町民を対象とした公共的事業に使用する場合	使用料	全額免除
3 町立の小学校、中学校が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
4 町内の教育・保育施設が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
5 町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体、町内会等がその目的達成のための活動に使用する場合	使用料	全額免除または5割減額
6 町長が特に必要があると認める場合	使用料	町長が認める割合

【減免対象外】

- ◆ 町や教育委員会が後援または協賛して使用する場合
- ◆ 営利目的や、入場料、参加料その他これに類する料金を徴収して使用する場合

4 減免の見直し

第4章 その他料金設定の考え方

1 使用料の考え方

(1) 消費税相当額及び地方消費税相当額

使用料の算定基礎となる原価には、消費税相当額及び地方消費税相当額が含まれているため、使用料には消費税が含まれているものとします。

(2) 端数の考え方

特段の定めがない限り、算出した使用料のうち10円未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、1回または1時間あたりの使用料算定額が100円に満たない場合は、原則100円とします。

(3) 類似施設間の使用料

- ① 類似施設の使用料は、施設の建築年数にかかわらず利用用途及び規模に応じて、統一した金額を設定します。
- ② 会議室や調理実習室、ホールなど複数施設に存在する貸出部屋の使用料は、用途区分の平均額を当該区分の「基本使用料」として設定します。

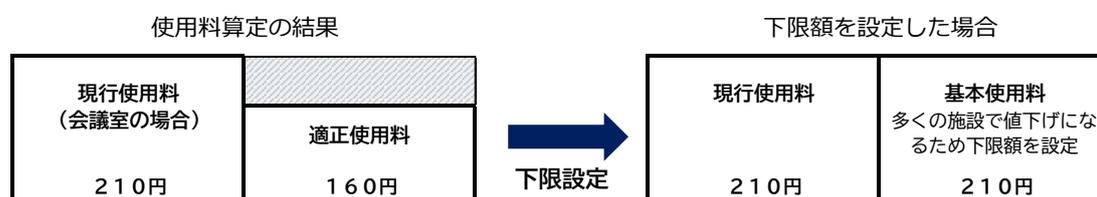
2 使用料の激変緩和措置等

- ① 使用料の見直しにより大幅な値上げになる場合は、施設利用の低下や利用者の過度な負担が想定されるため、激変緩和措置として現行使用料の1.5倍を上限とします。
- ② 使用料の見直しは3年毎に行い、改めて原価計算等を行った上で必要に応じ改定します。
- ③ 使用料算定の結果、現行使用料よりも低い金額になる場合は、財政状況(自主財源の確保)や受益者負担の現状を踏まえ、使用料を据え置く等の調整を行います。

【激変緩和措置(上限設定)のイメージ】



【料金据え置き(下限設定)のイメージ】



3 料金体系の整理

(1) 年齢等に応じた使用料設定

小人料金を設定する場合は、その考え方について条例等により児童(小学生)や生徒(中高生)等を明記するものとし、原則として大人料金に2分の1を乗じた額とします。

(2) 附属設備使用料

使用料の算定基準となる原価には、冷暖房の使用も含めた光熱水費の決算額を用いているため、施設利用の際に使用を選択できる附属設備使用料(冷暖房使用料、照明使用料)は基本使用料に含まれているものとします。

ただし、屋外施設の附属設備は、特定の用途・時間によって異なるため、従来どおり使用の有無に応じた個別料金を設定します。

(3) 営利目的等の使用

営利目的で公共施設を使用する場合や、参加者から入場料を徴収する場合の公共施設の利用については、従来どおり使用料増額の規定を設定します。

(4) 利用時間帯の取扱い

利用する時間帯に応じた使用料は設定しないこととします。ただし、当該公共施設の利用状況等により受益者負担の見直しが必要な場合は、時間帯に応じた使用料の設定ができるものとします。

第5章 定期的な見直し

1 見直しのサイクル

(1) 使用料の見直し

公共施設に係る維持管理費は、物価変動、税制改正等の社会情勢、施設の管理運営状況により変動します。適正な受益者負担を維持するため、原則として3年ごとに定期的な見直しを行うこととします。

また、見直しにあたっては、公共施設マネジメントにおける施設区分ごとに見直しを進めることとします。

(2) 減免の見直し

減免の適用が厳正に取り扱われているかを定期的を確認し、使用料等の見直し時期と併せて、必要に応じて基準の見直しを行います。

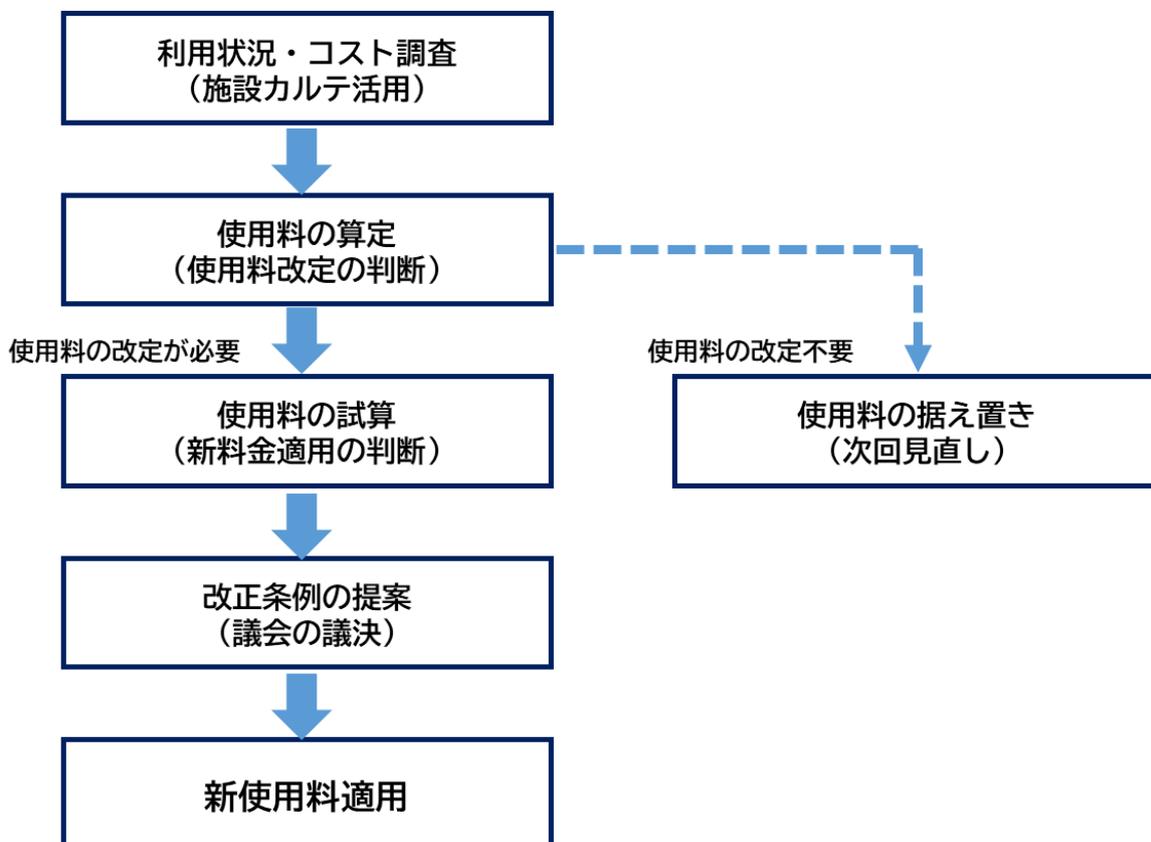
(3) 基本方針の見直し

消費税率の改正など社会情勢の変化により、本方針の見直しの必要が生じた場合は、その都度改訂することとします。

2 見直しの手順

手順	内容	
1	施設カルテをもとに、施設の利用状況や維持管理経費を調査	
2	新使用料算定作業の実施	
3	調整の検討(激変緩和措置、類似施設使用料など)	
4	新使用料の適用判断(条例改正の検討)	
	新使用料を適用する	新使用料を適用しない
5	議会の議決 (関係条例、規則等の改正)	現行料金を適用 (3年後に見直し)
6	新使用料の決定	

【手順のフロー】



【見直しサイクル (例)】

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
見直し	使用料 見直し	見直し 1年目	見直し 2年目	見直し 3年目			
次期 見直し	再算定期間 (直近過去3年分)			使用料 見直し	見直し 1年目	見直し 2年目	見直し 3年目

参考資料等

公共施設別受益者負担割合一覧表

公共施設の性質区分

施設分類名(大分類/中分類)	本方針の 対象	性質 区分	公費 負担	受益者 負担
行政系施設				
庁舎	対象外			
本庁舎、分庁舎				
消防施設	対象外			
消防屯所				
防災・治水施設	対象外			
防災資機材備蓄倉庫、明神山防災タワー				
学校教育系施設				
小学校	対象外			
百石、甲洋、木ノ下、下田、木内々				
中学校	対象外			
百石、下田、木ノ下				
公園				
都市公園				
中央公園、海浜公園、深沢公園、明神山公園、洋光台南公園、木内々公園、中下田緑地	対象外			
児童公園（二川目、東、一川目、三田、三本木、曙）	対象外			
いちよう公園	対象外			
いちよう公園内運動施設	対象外	D	25%	75%
テニスコート		D	25%	75%
野球場		D	25%	75%
グラウンド				
ローラースケート場				
下田公園	対象外			
下田公園内運動施設	対象外	D	25%	75%
野球場		D	25%	75%
多目的グラウンド		D	25%	75%
キャンプ場		D	25%	75%
都市公園以外				
向山ふれあい広場公園、鶉久保ふれあい広場公園、青葉公園	対象外			
史跡等公園				
一里塚公園、巨樹の里、阿光坊古墳群史跡公園	対象外			
農村公園				
住吉地区、阿光坊地区、新敷地区、秋堂地区、木ノ下地区、豊栄地区	対象外			
文化系施設				
文化施設				
みなくる館		C	50%	50%
中央公民館、北公民館、東公民館		C	50%	50%
集会施設				
コミュニティセンター 洋光台地区、川口地区、堀切川地区、豊栄地区、本町地区北、深沢地区	対象外			
本村地区コミュニティセンター伝承館	対象外			
明神山コミュニティ防災センター	対象外			
学習等供用施設 いちよう公園交流館、一川目地区、二川目地区、藤ヶ森地区	対象外			
農業構造改善センター 洗平地区、鶉久保地区、阿光坊地区、木ノ下ふれあい館	対象外			
横道生活館	対象外			
七軒町集会所	対象外			
農村環境改善センター		C	50%	50%
社会教育系施設				
博物館等				
大山将棋記念館	対象外			
民具ふれあい館	対象外			
阿光坊古墳館		C	50%	50%

公共施設別受益者負担割合一覧表（つづき）

公共施設の性質区分（つづき）

施設分類名(大分類/中分類)	本方針の 対象	性質 区分	公費 負担	受益者 負担
スポーツ・レクリエーション系施設				
スポーツ施設	対象外			
町民交流センター		D	25%	75%
いちょう公園体育館		D	25%	75%
町民プール				
観光・レクリエーション施設	対象外 対象外 対象外			
観光PRセンター味祭館				
観光センタージョイハウス				
ネーチャーセンター白鳥の家				
縄文の森イベントホール		D	25%	75%
子育て支援施設				
子育て支援施設	対象外			
木ノ下児童センターみらい館、木内々児童センターひまわり館				
保健・福祉施設				
保健施設				
地域福祉センター・保健福祉センター(いきいき館)		B	50%	50%
福祉施設	対象外			
老人福祉センター		B	50%	50%
福祉プラザ(のびのび館)				
医療施設				
医療施設	対象外			
国民健康保険おいらせ病院				
その他施設				
下水道施設	対象外			
古間木山地区農業集落排水処理施設				
その他施設	対象外			
学校給食センター				

○おいらせ町公の施設の使用料の減免の基準に関する規則

令和6年4月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町が設置する公の施設の使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公の施設」とは、別表第1に掲げる施設をいう。

(使用料の減免基準等)

第3条 使用料の減免基準は、別表第2のとおりとする。ただし、当該基準により難しい場合において町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体、町内会等（以下「社会教育関係団体等」という。）がその目的達成のための活動に使用する場合における施設ごとの減免割合は、別表第3のとおりとする。

3 営利を目的とし、又は収益を上げるための使用等については、第1項の規定を適用しないものとする。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が管理する施設については、第1項の規定を準用し減免することができるものとする。

(端数計算)

第4条 公の施設の使用料等から減免に係る額を控除した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公の施設

公の施設	根拠規定	備考
1 公民館	おいらせ町公民館条例（平成18年 おいらせ町条例第86号）第2条	中央公民館 北公民館 東公民館
2 町民交流センター	おいらせ町町民交流センター条例 （平成18年おいらせ町条例第87 号）第2条	
3 いちよう公園体育館	おいらせ町いちよう公園体育館条例 （平成18年おいらせ町条例第97 号）第2条	
4 地域福祉センター	おいらせ町地域福祉センター条例 （平成18年おいらせ町条例第10 0号）第2条	
5 老人福祉センター	おいらせ町老人福祉センター条例 （平成18年おいらせ町条例第10 7号）第2条	
6 保健福祉センター	おいらせ町保健福祉センター条例 （平成18年おいらせ町条例第11 5号）第2条	
7 農村環境改善センター	おいらせ町農村環境改善センター条 例（平成18年おいらせ町条例第1 24号）第2条	
8 いちよう公園バーベキ ューハウス	おいらせ町いちよう公園バーベキ ューハウス条例（平成18年おいら せ町条例第131号）第2条	
9 縄文の森イベント広場	おいらせ町縄文の森イベント広場条 例（平成18年おいらせ町条例第1 33号）第2条	
10 公園運動施設	おいらせ町公園条例（平成18年お いらせ町条例第137号）第25条 及び別表第3	テニスコート グラウンド 野球場 キャンプ場
11 阿光坊古墳館	おいらせ町阿光坊古墳館条例（平成 28年おいらせ町条例第30号）第 2条	

別表第2（第3条関係）

使用料の減免基準

減免基準	減免対象	減免割合
1 町又は町の執行機関が主催又は共催して使用する場合	使用料	全額免除
2 国、県、地方公共団体及び官公署が広く町民を対象とした公共的事業に使用する場合	使用料	全額免除
3 町内の小学校、中学校が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
4 町内の教育・保育施設が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
5 町長が特に必要があると認める場合	使用料	町長が認める割合

別表第3（第3条関係）

町内の社会教育関係団体等における施設ごとの減免割合

公の施設	減免割合		備考
	料金徴収無し	料金徴収あり	
1 公民館	使用料の5割	使用料の5割	中央公民館 北公民館 東公民館
2 町民交流センター	免除	使用料の5割	
3 いちよう公園体育館	免除	使用料の5割	
4 地域福祉センター	使用料の5割	使用料の5割	
5 老人福祉センター	使用料の5割	使用料の5割	
6 保健福祉センター	使用料の5割	使用料の5割	
7 農村環境改善センター	免除	使用料の5割	多目的ホール
	使用料の5割	使用料の5割	生活実習室 研修室 会議室
8 いちよう公園バーベキューハウス	免除	使用料の5割	
9 縄文の森イベント広場	免除	使用料の5割	大屋根ゲートボール場
10 公園運動施設	免除	使用料の5割	テニスコート グラウンド 野球場 キャンプ場
11 阿光古墳館	使用料の5割	使用料の5割	



おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する基本方針
令和6（2024）年4月発行（初版）

発行 おいらせ町

編集 おいらせ町財政管財課

〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田 135 番地 2